

指定介護予防短期入所生活介護事業

自生園いっとき 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(石川県指定 第1770300034号)

当施設は利用者に対して介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設の利用は、原則として要介護認定の結果「要支援1」「要支援2」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも利用は可能です。

自生園の理念

自から生きることを思い
自から活かされてあることを知って
自他の幸せを願いながら
お互いの幸せのために行動する
人と人の絆を大切にすること
それが私たちの仕事です

1. 施設経営法人

- (1)法人名 社会福祉法人 自生園
(2)法人所在地 石川県小松市上荒屋町ソ4番地 10
(3)電話番号 (0761)65-1800
FAX (0761)65-1837
(4)代表者氏名 理事長 木崎 馨雄
(5)設立年月 昭和55年4月30日

2. ご利用施設

- (1)施設の種類 指定介護予防短期入所生活介護事業所・平成18年4月1日指定
指定事業所番号1770300034
※当事業所は介護老人福祉施設自生園に併設されています。

(2)施設の目的

利用者並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを
目的として、寝たきりや認知症のある高齢者に一時的に施設を利用していた
だき、家族に代わってお世話をします。

- (3)施設の名称 自生園いつとき
(4)施設の所在地 石川県小松市上荒屋町ソ4番地10
(5)電話番号 (0761)65-1800
FAX (0761)65-1837
(6)管理者 氏名 西場 芳江
(7)当事業所の運営方針

- 一 事業所の職員等は、要支援者の心身の状況を踏まえて、心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行います。また、利用者の意欲を高め、自立の可能性を最大限に引き出すよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。
- 二 事業の実施に当たっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- 三 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- 四 事業者は、サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

- (8)利用定員 8名
(9)通常事業の実施地域 小松市・加賀市・能美市

(10) 営業日および入退居、送迎時間

営業日	年中無休
入退居時間	原則午前8時30分～午後5時30分
送迎時間	原則午前8時30分～午後5時30分

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

部屋・設備の種類	設備基準上適合すべき項目についての実態
1. 居室	①日照・採光・換気等、保健衛生・防災等への考慮 - 各室の窓は十分に採光面積を配慮し、日照・採光を確保している。 - 空調による気圧調整装置を使用し、各室に設けた換気扇よりの換気を効率的に行うとともに、天候の悪い日以外は、職員が毎日窓を明けて換気している。 - 出入り口の幅を十分に確保し、居室に面した窓又は廊下から建物の外へすぐ出られる構造になっている。 - 各室のベッド横にナースコールを設置している。
2. 食堂及び機能訓練室	①それぞれ必要な広さを有しているか 食堂と機能訓練室の面積の合計は691.45㎡であり、一人あたりの面積は、6.40㎡である。 (介護老人福祉施設入居者100名＋短期入所生活介護利用者8名)
3. 浴室	①身体が不自由な者が入浴するのに適しているか - 段差を排し、手すりを各所に設置してある。 - 床が滑らないように、入浴時マットを敷設する。 - 一般浴槽は埋め込み式でまたぐ必要がない。
4. 便所	①身体が不自由な者に適しているか - 洋式トイレを使用し(和式併設個所あり)段差を排している。 - 移動バーを各所に設置している。 - トイレ内にナースコールを設置している。
5. 洗面所	①身体が不自由な者に適しているか - 各居室及び食堂、機能訓練室に洗面所を設置している。 - 車椅子使用者に不便がないよう、高さ足元に配慮している。

6. 階段	①階段の傾斜 ・ 全館バリアフリーであり、入居者用の階段はない。 ②2階への傾斜路 ・ 2階へのエレベーターを設備している。
非常災害設備等	①消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ・ 避難階段2カ所、非常口7カ所、避難用すべり台 1カ所。 ・ 防火戸・防火シャッター4カ所。 ・ 屋内消火栓7カ所、屋外消火栓1カ所、消火器41カ所、消防法による設置義務に適合するスプリンクラー設備、防火用水。 ・ 消防法による設置義務に適合する居室・廊下等の内装材料、不燃性カーテンを使用。 ・ 消防法による設置義務に適合する自動火災報知器、非常通報装置、漏電火災報知器、非常警報設備、非常電源設備。 ・ 消防法による設置義務に適合する誘導灯及び誘導標識。 ・ 防災訓練を月1回実施し、その内年1回は消防署との合同訓練を実施。 ・ 緊急時の電話連絡自動転送システム、連絡網を整備。 ・ 地元上荒屋町壮年団(自生園地域防災協力隊「はこぶね」と、連絡・協力体制をとり、年1回夜間避難訓練に参加している。

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、下記の居室をご用意しておりますが、利用者の心身の状況や居室の空き状況により居室を決定させていただきますことを御了承下さい。

なお、ご契約者または利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等に御了承を得るものとします。

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室(1人部屋)	26 室	内認知症専用棟に 19 室 1人あたり平均 9.3 m ²
2人部屋	6 室	1人あたり平均 8.6 m ²
3人部屋	2 室	1人あたり平均 12.6 m ²
4人部屋	16 室	内認知症専用棟に2室 1人あたり平均 9.8 m ²
合計	50 室	1人あたり平均 9.6 m ²
食堂	2室	1階 269.12 m ² ・2階 127.21 m ²
機能訓練室	2室	1階 223.37 m ² ・2階 71.75 m ²

		【主な設置機器】 平行棒・起立台・重錘バンド・肋木・鉄アレイ プラットフォーム・ホットパック 介護予防筋力トレーニングマシン 4台
浴室	3室	臥位式機械浴、座位式中間浴 63.43 m ² 一般浴 24.09 m ² 個 浴 13.20 m ²
トイレ	31ヶ所	居室内 13 カ所 共用 18 カ所
寮母室	3室	46.44 m ² ・32.98 m ² ・30.45 m ²
医務室	1室	32.22 m ²
静養室	1室	2 床 35.12 m ²

4. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して介護予防短期入所生活介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。なお、以下に定める人員は、併設の介護老人福祉施設自生園及び指定短期入所生活介護事業所と兼務になります。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※①介護職員配置基準 3:1型

②夜勤体制基準型（夜勤者1日5名）

職種	常勤	非常勤
1. 施設長（管理者）	1名	
2. 生活相談員	2名	
3. 介護職員 （内、介護福祉士）	36名 (23名)	5名 (1名)
4. 看護職員 （内、正看護師）	5名 (3名)	4名 (4名)
5. 管理栄養士	2名	
6. 機能訓練指導員	3名	
7. 調理員	9名	7名

管理者 …従業者の管理、業務の実施状況等を一元的に管理します。

生活相談員 …利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

介護職員 …利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

看護職員 …主に利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護等も行います。

管理栄養士 …利用者の心身状況に応じた献立の作成及び利用者に対する栄養指導を行います。

機能訓練指導員 …利用者の機能訓練やマッサージを担当します。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

＜サービスの概要＞

- ①食事…利用者の食事の介助を行います。(但し、食材料費及び調理費は別途いただきます。)
 - ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
 - ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ②入浴
 - ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
 - ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ③排泄
 - ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ④機能訓練…機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- ⑤栄養改善指導…管理栄養士により、利用者の栄養状態に応じて、栄養改善サービスを実施します。
- ⑥健康管理
 - ・看護職員が、健康管理を行います。
- ⑦送迎
 - ・送迎が必要な方に対して、自宅と施設の間の送迎を行います。
 - (但し送迎の実施については、当施設の稼働状況によりその可否、日時等を決定させていただきます。利用時間は原則として下記の通りとさせていただきます。)
 - 月曜日～金曜日(祝祭日除く) 8:30～17:30
- ⑧その他自立への支援
 - ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮し、褥瘡防止に努めます。
 - ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
 - ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。
 - ・感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

＜サービス利用料金＞

当事業所が提供するサービスは以下の２種類にわかれます。

- (1)利用料金が介護保険から給付される場合
 (2)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

(1)利用料金が介護保険から給付される場合

本事業所のサービスをご利用される場合は、基本料金として以下の料金をご負担いただきます。

区 分	サービス利用料 (1日につき)	ご契約者負担金 (1日につき) 1割負担	ご契約者負担金 (1日につき) 2割負担	ご契約者負担金 (1日につき) 3割負担
要支援1	4,510 円	451 円	902 円	1,353 円
要支援2	5,610 円	561 円	1,122 円	1,683 円

☆ 連続して30日を超えて入所された場合、介護福祉施設サービス費の要介護1の料金と同じ料金に変更します。

本事業所のサービスをご利用される場合は、上記基本料金の他に以下の料金が加算されます。

(1日あたりの金額)

加算	介護 給付額 100%	内自己 負担額 10%	内自己 負担額 20%	内自己 負担額 30%	加算条件
サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	220 円	22 円	44 円	66 円	介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上の場合。 または、介護職員のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上の場合。 ただし、サービス提供体制強化加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)の何れかを適用する場合を除く。
サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	180 円	18 円	36 円	54 円	介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合。 ただし、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)及び(Ⅲ)の何れかを適用する場合を除く。

サービス提供体制 強化加算(Ⅲ)	60 円	6 円	12 円	18 円	介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合。 または、看護・介護職員のうち、常勤職員の占める割合が75%以上の場合。 または、サービスを直接提供する職員のうち、勤続7年以上の占める割合が30%以上の場合。 ただし、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)の何れかを適用する場合を除く。
機能訓練体制加算	120 円	12 円	24 円	36 円	機能訓練指導員の配置基準を満たした場合。
個別機能訓練加算	560 円	56 円	112 円	168 円	専従の理学療法士等を1名以上配置し、計画に従い週1回以上機能訓練を提供している場合。3月に1回以上居宅を訪問し訓練の見直し等を行っている場合。
生活機能向上 連携加算	2,000 円 (1 月あたり) 個別機能訓練加算算定の場合 1,000 円 (1 月あたり)	200 円 (1 月あたり) 個別機能訓練加算算定の場合 100 円 (1 月あたり)	400 円 (1 月あたり) 個別機能訓練加算算定の場合 200 円 (1 月あたり)	600 円 (1 月あたり) 個別機能訓練加算算定の場合 300 円 (1 月あたり)	当該事業所職員と外部のリハビリテーション専門職が連携して、機能訓練のマネジメントを行った場合。
口腔連携強化加算	500 円	50 円	100 円	150 円	口腔衛生状態及び口腔機能の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対して評価の結果を情報提供した場合。
送迎加算	1,840 円	184 円	368 円	552 円	送迎を行った場合。(片道につき)
療養食加算	80 円 (1 食あたり)	8 円 (1 食あたり)	16 円 (1 食あたり)	24 円 (1 食あたり)	医師の指示に基づく療養食を提供した場合。
認知症専門ケア 加算(Ⅰ)	30 円	3 円	6 円	18 円	入所者のうち、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の占める割合が50%以上の場合。 認知症介護実践リーダー研修修了者または認知症ケアに関する専門性の高い看護師を、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1名以上、20 人以上の場合は10又はその端数を増すごとに1名以上配置している場合。 職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的 に実施している場合。 ただし、認知症専門ケア加算(Ⅱ)を適

					用する場合を除く。
認知症専門ケア 加算(Ⅱ)	40 円	4 円	8 円	12 円	認知症専門ケア加算(Ⅰ)の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者研修修了者または認知症ケアに関する専門性の高い看護師を1名以上配置している場合。 介護・看護職員ごとの研修計画を作成し、実施している場合。 ただし、認知症専門ケア加算(Ⅰ)を適用する場合を除く。
認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	2,000 円	200 円	400 円	600 円	医師が、認知症の症状が認められるため緊急に短期入所が適当と判断した場合。 (7日を限度)
若年性認知症 利用者受入加算	1,200 円	120 円	240 円	360 円	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている場合。 ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を適用する場合を除く。
生産性向上推進体 制加算(Ⅰ)	1,000 円 (1 月あたり)	100 円 (1 月あたり)	200 円 (1 月あたり)	300 円 (1 月あたり)	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、一定期間ごとに業務改善の効果を示すデータを提供しており、業務改善の取組による成果が確認されている場合。
生産性向上推進体 制加算(Ⅱ)	100 円 (1 月あたり)	10 円 (1 月あたり)	20 円 (1 月あたり)	30 円 (1 月あたり)	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、一定期間ごとに業務改善の効果を示すデータを提供している場合。
介護職員 処遇改善加算	上記介護費及び 加算の合計額の 8.3%	上記介護費及び 加算の合計額の 8.3%	上記介護費及び 加算の合計額の 8.3%	上記介護費及び 加算の合計額の 8.3%	基本介護費及び加算の合計額の8.3%の額を加算 ※令和6年5月までで算定終了
介護職員等特定 処遇改善加算(Ⅰ)	上記介護費及び 加算の合計額の 2.7%	上記介護費及び 加算の合計額の 2.7%	上記介護費及び 加算の合計額の 2.7%	上記介護費及び 加算の合計額の 2.7%	基本介護費及び加算の合計額の2.7%の額を加算 ※令和6年5月までで算定終了
介護職員等特定 処遇改善加算(Ⅱ)	上記介護費及び 加算の合計額の 2.3%	上記介護費及び 加算の合計額の 2.3%	上記介護費及び 加算の合計額の 2.3%	上記介護費及び 加算の合計額の 2.3%	基本介護費及び加算の合計額の2.3%の額を加算 ※令和6年5月までで算定終了
介護職員等ベース アップ等支援加算	上記介護費及び 加算の合計額の 1.6%	上記介護費及び 加算の合計額の 1.6%	上記介護費及び 加算の合計額の 1.6%	上記介護費及び 加算の合計額の 1.6%	基本介護費及び加算の合計額の1.6%の額を加算 ※令和6年5月までで算定終了

介護職員等 処遇改善加算	上記介護費及び 加算の合計額の 13. 6%	上記介護費及び 加算の合計額の 13. 6%	上記介護費及び 加算の合計額の 13. 6%	上記介護費及び 加算の合計額の 13. 6%	基本介護費及び加算の合計額の13. 6%の額を加算 ※令和6年6月から算定開始
-----------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	--

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんご契約者にお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

以下のサービスは、利用料金の全額をご契約者の負担となります。

① 食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

料金：朝食 **420 円**、昼食 **680 円**、夕食 **500 円**

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日あたり)のご負担となります。

	通 常 (第 4 段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②
食事の提供 に要する費用	1 日 1,600 円	1 日 300 円	1 日 600 円	1 日 1,000 円	1 日 1,300 円

※ 個人の希望により特別に用意する食事・外食等にかかった費用は実費負担となりますので上記の金額を超える場合があります。

② 滞在に要する費用(室料・光熱水費)

料金：1 日当たり 915 円

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された居住費の金額(1日あたり)のご負担となります。

多床室	通 常 (第 4 段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②
滞在に要する 費用	1 日 915 円	1 日 0 円	1 日 430 円	1 日 430 円	1 日 430 円

③介護予防短期入所生活介護サービス提供の一環として提供する日常生活上の便宜を超えるものにかかる費用及び介護予防短期入所生活介護サービス提供と関係のない費用

④介護保険給付の支給限度額を超える介護予防短期入所生活介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。利用料金の額は介護報酬の告示上の額と同額とします。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、請求しますので、翌月 27 日までに以下の方法でお支払い下さい。

○ 金融機関口座からの自動引き落としとします(原則)

- | |
|---|
| ①取り扱い金融機関: 銀行、農協、ゆうちょ銀行(旧郵便局)等県内の金融機関がご利用になれます。 |
| ②手数料について : 引き落としの際、手数料はいっさいかかりません。 |

※ 上記の方法によりがたい場合は、現金窓口徴収または下記口座振込みとなります。

振込みの場合は、振込み手数料はご契約者負担となります。

振込先の口座	北國銀行 粟津駅前支店 普通 476182 社会福祉法人自生園 理事長 木崎馨雄
--------	---

6. 利用の予約、中止、変更、追加

○ 利用の予約をする場合は、担当介護支援専門員(ケアマネジャー)に連絡し、介護予防サービス計画(ケアプラン)を作成したうえで行って下さい。

○ 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合にはサービスの実施日前日までに担当介護支援専門員（ケアマネジャー）および事業者に出して介護予防サービス計画（ケアプラン）の変更を行って下さい。

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金をお支払いいただきます。

7. 利用中の医療の提供について（緊急時の対応）

医療を必要とする場合は、速やかにご契約者または利用者のご家族および、利用者の主治医に連絡します。但し、主治医等に連絡が取れない場合は、下記協力医療機関又は救急病院にて緊急時の対応を行うものとします。（但し、下記医療機関での優先的な診療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療を義務づけるものではありません。）

医療機関の名称	小松ソフィア病院
所在地	小松市沖町478
診療科	内科

8. 苦情の受付について

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口

担当者	施設サービス部次長	久木 知子
解決責任者	施設サービス部長	西場 芳江
電話(0761)65-1800		

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日
8:30～17:30

（2）行政機関その他苦情受付機関

小松市役所 長寿介護課	所在地 石川県小松市小馬出町91 電話番号 (0761)24-8149 受付時間 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 石川県金沢市幸町12-1 電話番号 (076)231-1110 受付時間 9:00～17:00

石川県社会福祉協議会	所在地 石川県金沢市本多町3-1-10 電話番号 (076)234-2556 受付時間 9:00~17:00
------------	--

9. 第三者評価の実施状況について

実施の有無	有り
実施年月日	平成 19 年 10 月 31 日
評価機関	(有)エイ・ワイ・エイ研究所
結果の開示状況	非開示

＜重要事項説明書付属文書＞

1. サービス提供における事業者の義務

当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③利用者へのサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ④利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置き、必要な措置を講じます。
- ⑦事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。その他、個人情報の保護に関する法律を遵守します。
ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。
- ⑧ご契約者または利用者、その家族等から物品等（御中元、御歳暮、お礼等）は一切いただきません。

2. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設を利用されている入居者および他の介護予防短期入所生活介護サービス利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 利用にあたり必要なもの

利用にあたり、以下のものをご持参下さい。

- ・ 介護保険証
- ・ 現在服用中の薬剤等
(処方箋・薬剤の内容がわかるものがあれば一緒にご持参下さい。)
- ・ 内履き(使いなれたもの)
- ・ その他、日用品等で使いなれた物・特殊な物があればご持参下さい。

(注)ご持参品には全てお名前を書いて頂くよう宜しくお願いします。

(2) 当施設で用意するもの

以下のものは、等施設で用意いたしますが、ご都合が悪ければご持参頂いたものをお使い下さい。

- ・ オムツ
- ・ 着替え
- ・ 洗面用具
- ・ 車椅子
- ・ 歩行器
- ・ ポータブルトイレ
- ・ エアマット
- ・ その他一般的に介護に必要なもの

(3) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(4) 緊急時連絡先

利用者の急激な体調の変化等があった場合、緊急にご家族と連絡が取れますよう必ず緊急時のご連絡先をお知らせ下さい。

(5) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

3. 事故発生時の対応について

サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行い必要な措置を講じるとともに、事故の状況やとった処置を記録します。

4. 非常災害の対策について

事業所の非常災害対策については、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき行います。

また、火災の発生、地震及びその他の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、消防署、自生園地域防災協力隊「はこぶね」と協力して避難誘導にあたります。

5. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

6. 損害賠償がなされない場合

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 ご契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して

損害が発生した場合

- 二 ご契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 ご契約者または利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

7. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定により利用者の心身の状況が要介護又は自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1)ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 利用者が入院された場合
- ③ 利用者の「介護予防サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護

予防短期入所生活介護サービスを実施しない場合

- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者または利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2)事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者または利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3)契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

付則	平成16年	4月1日	運営規程変更に伴う一部改定
	平成17年	1月5日	施設長変更に伴う一部改定
	平成17年	10月1日	利用料金変更等に伴う一部改定
	平成18年	4月1日	運営規程変更等に伴う一部改定
	平成19年	5月1日	運営規程変更等に伴う一部改定
	平成21年	4月1日	介護保険法改正に伴う一部改定
	平成24年	4月1日	介護保険法改正に伴う一部改定
	平成25年	4月1日	運営規程変更に伴う一部改定
	平成25年	8月5日	運営規程変更に伴う一部改定
	平成26年	4月1日	運営規程変更に伴う一部改定
	平成27年	4月1日	介護保険法改正に伴う一部改定
	平成27年	6月1日	人事異動に伴う一部改定
	平成27年	8月1日	介護保険法改正に伴う一部改定
	平成28年	4月1日	介護職員処遇改善加算変更に伴う一部改定

平成29年	4月1日	介護職員処遇改善加算変更に伴う一部改定
平成30年	4月1日	介護保険法改正に伴う一部改定
平成30年	10月16日	実地指導の指摘対応に伴う一部改定
令和元年	10月1日	介護保険法改正に伴う一部改定
令和3年	4月1日	介護保険法改正に伴う一部改定
令和3年	8月1日	介護保険法改正に伴う一部改定
令和3年	12月1日	理事長交代に伴う一部改定
令和4年	4月1日	人事異動に伴う一部改定
令和4年	10月1日	介護保険法改正に伴う一部改定
令和5年	9月28日	施設長交代に伴う一部改定
令和6年	4月1日	介護保険法改正に伴う一部改定
令和6年	8月1日	居住費の金額変更に伴う一部改定
令和7年	4月1日	食費の金額変更に伴う一部改定